

令和7年 第1回真狩村議会定例会会議録(1日目)

○開会及び散会

開会 令和7年3月10日 午前10時15分
散会 令和7年3月10日 午後2時16分

○出席議員(8名)

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員(0名)

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	松枝 主範
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 泰之
保育所長	酒井 秀利	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	谷口 安		

○出席議会事務局職員

事務局長 馬淵 拓哉 書記 森 妙子

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 教育行政報告
- 5 令和7年度 村政執行方針
- 6 令和7年度 教育行政執行方針
- 7 同意第1号 真狩村監査委員の選任について
- 8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 9 議案第 1 号 真狩村表彰条例の一部改正について
- 10 議案第 2 号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 12 議案第 4 号 真狩村地下水保全条例の一部改正について
- 13 議案第 5 号 令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算(第 9 号)
- 14 議案第 6 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 15 議案第 7 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 16 議案第 8 号 令和 6 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
- 17 議案第 9 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)
- 18 議案第 10 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 5 号)
- 19 議案第 11 号 真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定について
- 20 議案第 12 号 真狩村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 21 議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第 14 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第 15 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 19 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 20 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第 21 号 真狩村道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 22 号 真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について
- 議案第 23 号 令和 7 年度 真狩村一般会計予算
- 議案第 24 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 7 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計予算
- 議案第 28 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計予算

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10：15 開会	議 長 (佐伯秀範)	ただいまの出席議員数は、8人です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回真狩村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程1	〃	日程 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、4番 佐々木義光君を指名します。
日程2	〃	日程 2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期は、本日から3月14日までの5日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって会期は、本日から3月14日までの5日間に決定しました。
	〃	諸般の報告を行います。 第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。 次に、真狩村監査委員から、令和7年1月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。2月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、総務産業常任委員長から、委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。 次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。
日程3	〃	日程 3 行政報告を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		これを許します。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	令和7年第1回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催されますことに対して、厚くお礼を申し上げます。 それでは、令和6年第4回定例村議会以降における諸般の行政について、御報告を申し上げます。 ○第12回全日本スリッパ卓球選手権について 2月1日に第12回全日本スリッパ卓球選手権（第17回まっかり温泉スリッパ卓球大会）が行われました。 本大会は、利用客が減少する冬場の温泉を盛り上げようと、平成18年に始まり、平成30年には国土交通省の「地域づくり表彰」にも輝いた、地域活性化イベントとなっております。 開会式には、元卓球日本代表でオリンピック3大会連続メダリストの石川佳純さんが特別ゲストとして参加をされました。 山口県湯田温泉で行われるスリッパ卓球大会実行委員で、石川佳純さんの父親でもある公久氏との交流から、石川さんの参加が実現したそうです。 開会式では、トークショーや石川さんとのミニゲームが行われるなど、満員の公民館大ホールは大いに盛り上がりを見せました。 今後も、地域活性化に資するイベントとして継続されることを期待するものです。 今定例会には、人事案件2件、条例の改正14件、令和6年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算6件、公共施設の指定管理者の指定2件、令和7年度の各会計予算6件の計30件の議案を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	これで行政報告は終わりました。 日程 4 教育行政報告を行います。 これを許します。 教育長 齊藤信之君
	教 育 長 (齊藤信之)	令和7年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。 はじめに、学校教育について報告いたします。 感染症の拡大防止のため、昨年12月に小学校で学級閉鎖、中学校で学校閉鎖の措置をとりましたが、その後は特段の措置を講じるような流行はなく、現在に至っております。 真狩小学校における ICT の活用及び学力向上の取組が管内的に高く評価され、後志管内教育実践表彰を受けることとなり、本日、その伝達が行われます。 真狩中学校においては、昨年11月に開催した「真狩いじめゼロ子どもサミット」での取組が評価され、本年1月に東京都で開催された「全国いじめ問題サミット」に生徒3名が北海道代表として参加してまいりました。後志管内からの参加は初めてのことでしたが、発表や意見交換等を通して、全国の中学生との交流を深めるとともに、改めていじめ問題について深く考える貴重な機会となりました。 真狩高等学校においては、有機農業コースの4名が「全国ユース環境活動発表大会」に出場し、全国16チームの中から優秀賞に選ばれました。また、かねてより野菜製菓分野が進めてきた日糧製パン株式会社とのコラボによる商品開発が正式決定し、本年4月から全道のスーパーやコンビニにおいて高校生考案のレシピによる焼菓子3種類が、ラミッカのロゴマークの入った商品として販売されることとなりました。 次に、社会教育について報告いたします。 冬休み中に「小学生スキー教室」並びに「新春書き初め大会」を実施し、スキー教室には2日間で60名、書き初め大会には子ども20名、大人2名の参加がありました。 スポーツ表彰審議会、並びに教育委員会にて4団体、3個人を選考し、過日、令和6年度スポーツ表彰式を執り行いました。3年連続でノルディック・ジュニア世界選手権大会への出場を果たし、ミラノオリンピック出場という大きな目標に挑んでいる神幸太郎君には、スポーツ栄

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 5		誉賞の授与をもって村を挙げて応援している旨をお伝えしました。 以上、教育行政報告といたします。 今後も、村議会をはじめ、地域住民並びに教職員の皆様の御理解と御協力、御支援を賜り、教育行政を推進していきたいと思ひます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで教育行政報告は終わりました。
	〃	日程 5 令和7年度村政執行方針について、村長から発言を求められておりますので、これを許します。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	令和7年真狩村議会第1回定例会が開会されるにあたり、令和7年度の予算案をはじめ、関係諸議案の御審議をお願いするにあたり、私の行政運営に臨む基本的な考え方と主要な施策の概要を申し上げ、議員並びに村民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。 1. 村政執行の基本姿勢 昨年、村長として2期目の任期をスタートさせていただき3か月余りが過ぎようとしています。私はこれまで、「誰もが暮らしやすい未来志向の真狩村」を目標として、その実現のために多くの施策に取り組んできました。しかし、これらは村民並びに議会の皆様の御理解と御協力があってこそ成し遂げられるものであります。皆様方には改めまして感謝を申し上げたいと思ひます。 さて、昨年は60か国以上で、世界人口の半数に当たる約37億人に投票の機会があったとされる「選挙イヤー」でした。そのうち、主要国が実施した国政選挙では、全ての既存与党が議席を減らし、米国や英国では政権が交代し、欧州では極右政党が台頭し、世界の民主国家で政治の不安定さが浮き彫りになる結果となりました。また、米国トランプ大統領

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		領は、中国などに「貿易戦争」を仕掛ける構えであります。今後、世界の分断化が進み、地政学的にも経済的にもリスクが高まると予想され、多国籍間の協調・協力関係が後退する懸念がされております。そして、日本でも衆議院において与党が過半数割れとなり、政策における迅速な決定に不安が強まるところであります。特に国内では団塊の世代の全員が後期高齢者となる「真の高齢社会」に突入する中で、社会保障や労働市場の課題がより顕在化することも考えられ、早急な政治解決が望まれる一つに挙げられます。こうした暗澹たる時代だからこそ、地方自治体はより住民の皆さんに寄り添い、暮らしの安心や未来への希望につながるまちづくりを展開しなければならないと考えます。 真狩村では防災対策としてデジタル防災無線の強化や子育て支援としてのこども医療費の拡大、教育では児童用タブレット更新とデジタル教材導入を行います。また、65歳から5歳間隔で带状疱疹ワクチンの接種を新たに実施し、高齢者の健康づくりと介護予防の環境充実など、“誰もが暮らしやすい村”の実現に全力を挙げるために、村民の皆さんとの直接の対話・触れ合いを原点にしつつ、何よりも、村民の皆さんの信頼を大切に、“未来へ繋がる”村づくりを進めていく決意であります。 2. 行財政について (1) 財政の現状と予算編成について 我が国の経済は、長きに渡ったコストカット型経済を脱却するため、「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、その効果を広く波及するための様々な経済対策を行っていますが、経済を取り巻く環境は、依然として厳しい状況になっています。 本村においても、これら国の経済対策の動向に十分注視するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟な行政運営を行いながら、活力ある村づくりを進めます。 令和7年度の予算であります。一般会計と三つの特別会計及び二つの事業会計を合わせた予算総額は、35億2,037万8千円となり、対前年度比7.9%の増となっており、一般会計予算は、29億1,914万6千円となり、対前年度比9.1%の増となりました。 一般会計の歳入では、村税で、農業所得の増加や個人住民税の定額減税が終了することもあり、前年度から1,730万3千円増額の課税標準額2億3,435万4千円を見込みました。収入割合が54.1%を占める地方交付税は、実績と国の動向などを勘案し、前年度から6千万円増額の15億

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		8千万円を見込んでおります。また、不足する財源については、財政調整基金や公共施設整備基金などの基金を8,211万3千円取り崩し、収支の均衡を図りました。 歳出では、スクールバス購入や高校のエアコン設置工事などの完了による減額があるものの、総務費で、自治体情報システムの標準化移行や交流プラザ改修工事などにより8,043万9千円の増額、土木費で、除雪専用車の購入や橋梁長寿命化工事など1億3,361万5千円の増額、農林水産業費で、道営水利施設等保全高度化事業などにより3,254万7千円の増額となり、総額で前年度を9.1%上回る予算編成となりました。 行政全般にわたるコスト意識を一層高めながら、経費の節減による予算の執行と村税をはじめとする積極的な歳入の確保を図り、安定した財政基盤の維持に努め、地方創生に対応した行政事務などのサービス向上に努めます。 (2)安全で安心な村づくりについて 近年、全国各地で、地震、大雨、暴風などによる自然災害の激甚化・頻発化は目に見える形で進んできており、比較的に災害が少ない本村においても、いつ発生してもおかしくない状況にあります。 災害は、いつ・どこで起きるか予測ができません。今後も災害時に備えた非常用食料等の備蓄を計画的に進めるとともに、災害意識の高揚を図りながら防災体制の強化を図ります。 消防・救急については、行政の重要な責務であることから、村民の生命・財産を守るため、地域の火災予防体制に万全を期す地域消防力の向上を図ります。 また、地域住民の最も身近な存在である消防団についても、団員定数を確保しながら必要な安全装備品の整備等を進め、現場活動の向上と活性化に努めます。 交通安全対策については、村民の交通安全意識の啓発に努めるとともに、関係機関と連携しながら、各種の取組を推進します。 消費者行政については、国の財政支援を活用し、7町村で整備した「ようてい地域消費生活相談窓口」を維持するとともに、消費者相談体制の整備を積極的に推進するなど、消費者の安全・安心を確保するための消費者行政に取り組みます。 (3)行政諸事務について 本年度は、参議院議員通常選挙が実施されます。選挙事務の適正な管

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		理執行に努め、投開票事務作業がスムーズに行えるよう、公正な選挙事務に万全を尽くします。 社会情勢の急激な変化に伴い、行政における課題も複雑かつ多様化しており、職員一人一人が経営的な視点を持ち、今後の財政状況を認識した上で各施策の優先度や重要度を見極める体質の構築が求められていることから、各種職員研修への派遣など、職員の意識・能力の向上及び組織の活性化に務めながら行政サービスの向上を図ります。 3. 農業・農村の持続的な発展 去年は例年より積雪量が少なく、春先の好天に恵まれたことから春耕作業はおおむね順調に進みましたが、6月の干ばつや7月下旬の大雨と気温の上昇の影響により、野菜全般に軟腐等の障害が発生しました。 基幹作物の品質・収量等は、馬鈴薯が干ばつの影響を受け、収量は若干減少しましたが、価格はやや高値となり、人参・大根は、大雨と高温により正品率が低下し、価格も前年対比で7割程度と低迷しました。 てん菜は平年並み、小麦や小豆は日照時間が長く、大きな災害や台風被害が少なかったことから増収となりましたが、農業粗生産額は、平年をやや下回る結果となりました。 近年の気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国際紛争の長期化や急激な円安の進行による肥料や飼料をはじめとした生産資材の高止まりや、燃料・電気料の値上げによる生産コストの上昇によって、引き続き農業経営に甚大な影響を及ぼしています。 このような状況のなか、国や北海道においては価格高騰による農業経営の影響を緩和するための対策を行っており、村においても飼料の高騰、個体販売の減収により非常に厳しい畜産業に対して、前年度に引き続き「畜産業物価高騰対策支援事業補助金」により影響緩和や安定した経営の継続を支援します。 さらに今年度も「ゆり根種子購入費助成事業補助金」により、村の生産量日本一を誇る代表的な作物である、ゆり根の持続的な生産を確保するため、種子購入に対する助成を継続します。 国補助事業等については、農村の多面的機能を支える活動や、地域資源である農地や農道等の質的向上を図る多面的機能支払交付金事業、将来の集約化に重点を置いた農地利用の実現に向けて、融資を受けて必要な農業機械及び施設の導入を支援する経営体育成支援事業、スマート農業の導入など経営構造の転換を図ろうとする農業者には、担い手確保・経営強化支援事業等を、農業後継者の経営発展計画への取組を支援する、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		経営継承・発展支援事業をそれぞれ実施します。 酪農・畜産については、ようてい乳牛検定組合運営事業補助を継続実施し、村営美原牧場についても、指定管理者による健全で効果的な管理運営を行います。 民有林の整備については、豊かな森づくり推進事業による植栽事業補助、森林環境譲与税を活用した下刈事業補助を行います。 村有林の整備においては、国の温室効果ガス削減に向けた森林吸収源対策としての森林整備のため、適切な森林施業を進めていきます。 エゾシカ・アライグマなど鳥獣による農業被害防止対策については、猟友会など関係機関の協力のもと、巡回及び捕獲活動に取り組むとともに、侵入防止柵等の購入費助成を継続して行い、併せて、ヒグマ出没時等の体制整備を図るとともに、事故や農業被害の防止・軽減に努めていきます。 4. 魅力に満ちた輝く地域づくり 脱炭素について、村全体の二酸化炭素排出量のうち、家庭からの排出量が約 15%を占める中、太陽光発電設備を導入する住宅等に対し、一家庭あたり上限 20 万円を支給する補助事業を昨年度に引き続き実施します。豊かな自然環境を未来の子どもたちに残すために、公共施設太陽光パネル等導入実施計画を策定し、温暖化対策の取組につなげることで、温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指します。 令和 7 年は、後志管内 20 市町村が日本ハムファイターズ応援大使となります。応援大使プログラムを実施する中で、「道民球団」である日本ハムファイターズと共に地域振興を進めたいと考えております。 長期化している物価高騰の影響により、商工業者を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。引き続き、村内経済の持続性を確保するとともに、小規模事業者等の育成・強化、円滑な事業の承継を図るための支援を行います。 観光の面では、インバウンドの回復により需要の高まりが見込まれています。真狩村観光協会と連携を密にし、各種情報の発信を行います。まっかり温泉やユリ園コテージでは、利用者数が回復傾向にあります。今後も指定管理者である真狩村商工会と連携し、利用促進を図るとともに、適正な施設管理に努めます。 道の駅真狩フラワーセンターでは、キッズパークや円形ハウスを、親子で楽しめる施設として適正に管理し、指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と連携を密にすることで、魅力ある施

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		設運営に努めます。 環境省が行う真狩口滞在体験魅力向上事業と連携し、羊蹄山自然公園のリニューアルを検討する中で、利用者の満足度向上や更なる利用者増につなげ、公園の活性化を進めます。 一般廃棄物の処理及びし尿処理等につきましては、ごみ減量化につながる啓蒙・啓発などを進め、適切な運営に努めます。 5. 健康と地域のつながりを大切にする村づくり 健やかで心豊かに生活できるよう、村民一人一人が健康を意識しながら健康づくりを進めることが重要です。あらゆる世代の健やかな暮らしを支えるため、継続した生活習慣の改善と疾病の早期発見のための健康診査、がん検診等の受診機会の拡大や保健指導を通して健康寿命延伸に向けた意識の醸成を図ります。 国において、带状疱疹ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種に位置づける方針が示されたことに伴い、令和7年度から、65歳の高齢者等を対象とした带状疱疹予防接種事業を開始し、その接種費用の一部助成を行うとともに重症化の予防を図っていきます。 倶知安厚生病院の第2期整備につきましては、令和6年11月に新病棟がリニューアルオープンし、今後におきましては、令和8年8月の完成を目指し、引き続き旧棟の解体工事等が進められています。 また、建築資材等の価格高騰等の影響による工事費の増額要請については、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会において事業完了年度に向けて増嵩費用の精査や、負担の軽減に係る情報の収集などが進められており、引き続き協議を行っていきます。 本年度も、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、出産・子育て応援給付金を支給するとともに、生まれてきてくれた子どもたちには、世界にひとつだけの「君の椅子」の贈呈を行います。 子ども医療費の助成につきましては、令和7年8月から、その対象年齢を満18歳に引き上げ、子どもの保健の向上と福祉の増進に取り組みます。また、保育所利用者負担金については、引き続き減額を実施します。 障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むために、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、相談支援センターや障害福祉サービス提供事業所などと連携し、地域生活支援の充実に努めます。 まっかり保育所では、子どもたちが健康で安全に過ごせる環境づくりに努め、関係機関や保護者との連携を図り保育の質の向上と保育所運営

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		の充実を図ります。 真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」では、子育て相談、各種講座の開催など、家庭と地域とのつながりを大切にしながら子育てに対する支援に努めます。 国民健康保険事業では、中間所得層の被保険者の負担を配慮し保険料を公平なものとするため、昨年に引き続き保険税賦課限度額を3万円引き上げ、109万円に改正します。 野の花診療所では、本年度も適切な医療を確保するため、老朽化した医療機器の更新を行っていきます。 高齢者福祉の推進については、あらゆる高齢者の方々が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう地域包括ケアシステムの深化・推進の取組を進め、関係機関との連携を大切に、生活支援サービスの充実に努めていきます。 6. 社会資本の長寿命化と農業基盤の整備 村道については北7線通り、東3号加野川崎線の舗装補修工事、橋梁については13号橋補修工事のほか、橋梁9か所の点検など、道路及び橋梁の長寿命化に向けた計画的な修繕を進めます。そのほか村道及び河川の維持補修については、地域の要望や破損状況など、緊急性のあるものを優先に実施します。 除雪事業については、冬期間の安全な交通確保と快適な生活環境を守るため、効果的な除排雪に努めます。また、本年度は除雪トラックの更新を行い、作業性の向上を図ります。 公営住宅については、「真狩村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅の屋根の塗装や防水工事など、長期的活用や住宅環境の改善を図り、適正な維持管理に努めます。 ふれあい広場パークゴルフ場については、健康増進、憩い、交流の場として適正に維持管理し、スタンプラリーや各種大会の実施など、利用者数の確保に取り組みます。 簡易水道事業については、施設の適正な維持管理とともに、快適な生活環境の向上と水質管理に努めます。 下水道事業については、ストックマネジメント計画に基づき、老朽施設を更新するための実施設計や、浄化センターなど施設の維持管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 農業基盤の整備については、引き続き「道営水利施設等保全高度化事業」により、区画整理・暗渠排水等の工事を進めるとともに、受益農家

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		の負担軽減に取り組み、農業経営の持続的安定を図ります。 7. 明日を拓く教育条件整備 (1) 学校教育の推進 施設分離型による小中一貫教育を本格的に始動させ、児童生徒が自立した学習者として、また、持続可能な社会の創り手として成長していくことができる義務教育9年間をつなぐ教育課程の編成・実施に取り組み、様々な社会的な変化を乗り越えていくための資質・能力を培う学校教育を推進します。 併せて、学校と地域が連携・協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの一層の推進を図り、地域に開かれた「地域と共にある学校」の実現に努めます。 多様な子どものニーズや学習スタイルに対応した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、一人一台端末の定期的な更新や通信ネットワークの充実をはじめ、デジタル教科書やAIドリルを導入し、学びの転換に対応できる学習環境を整えます。 誰一人取り残すことなく全ての児童生徒が、安心して楽しい学校生活を送ることができることを保障するインクルーシブな教育システムの構築への支援を行います。各学校への支援員の配置や通級指導教室の開設、教育支援センター「まっかりクラブ」の設置など、必要な支援を適切に受けながらそれぞれの学びを保障する体制を整え、教育的ニーズへの対応を図ります。 また、子どもたちの質の高い学びと教職員の働きがい・働きやすさを両立させた持続可能な学校づくりのため、実効性ある「学校における働き方改革」を推進します。留守番電話の設置をはじめ、教育活動や業務推進にICTを積極的に活用できる環境整備など、教育委員会と学校の緊密な連携のもとに、保護者・地域の理解と協力を得ながら取組の前進に努めます。 高校教育においては、コースそれぞれの特色を活かした活動を通し、農業や食に関する専門性とグローバルな視点をもって地域産業を担うことのできる生徒を育成する「地域に愛され必要とされる学校づくり」を応援する各種の助成を行います。 部活や販売会、各種資格試験の受験・検定への助成により社会人として必要な資質・能力とともに資格を身に付け、自己実現を図る進路選択や地域社会の発展に貢献できる人材育成への支援を行います。 真狩高校が継承を担っている真狩村無形文化財「浦安の舞」の

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6		活動に対しては、浦安の舞保存会や真狩神社総代会と連携した支援を継続していきます。 (2)社会教育の推進 「集う」「つながる」「行動する」をキーワードに、様々な学びの機会や文化芸術に触れる機会を提供し、「第10期真狩村社会教育中期計画」に基づき、生涯学習の振興、家庭教育の推進、芸術文化の振興、スポーツの振興の4点に係る取組を進めます。 地区コミュニティのつながりを強め、活性化を目指した各地区の生涯学習振興会への支援を行い、共に学び合う楽しさを基盤とした各種事業の円滑な推進と充実を図ります。 むすび 令和7年度予算編成にあたっては、国の動向と地方財政計画の状況を捉えながら、国・道の補助金の積極的な活用を図り、自主財源の確保に努めております。 本定例会に上程させていただきました令和7年度当初予算につきましては、一般会計で29億1,914万6千円で、特別会計と事業会計を合わせた総額は35億2,037万8千円と前年度比率7.9%の増額となっています。これは、富里13号橋長寿命化修繕工事と除雪用10tトラック購入事業のほか社会保障関係経費と公共施設等の修繕・更新や原油価格・物価高騰の影響など避けては通れない財政需要の増加が見込まれています。 しかしながら、村財政の健全化については、村長就任時と比較して、村の借金は3億8千万円削減し、貯金にあたる基金は、2億5千万円増加し、合わせて6億3千万円の改善をすることができました。しかしながら、さらなる経常的経費の縮減を講じない限り、投資的経費や新規事業に取り組む財源を確保することが困難な状況にあります。真狩村の健全な財政運営に向けて、議員の皆様、村民の皆様の御理解とお力添えを心よりお願い申し上げます、令和7年度村政執行方針といたします。
	議 長 (佐伯秀範) 〃	以上で、村政執行方針が終わりました。 日程 6 令和7年度教育行政執行方針について、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。 教育長 齊藤信之君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	教 育 長 (齊藤信之)	令和7年度 教育行政執行方針 令和7年第1回真狩村議会定例会の開催にあたり、真狩村教育委員会の教育行政に関する基本的な方針について申し上げます。 社会の先行きに対する不確実性が高まり、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。このような中、学校教育においては一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となっていくために必要な資質・能力を育成することが求められています。 また、人生100年時代を迎え、一人一人が生涯にわたって主体的に学び続け、多様な個人が幸せや生きがいを感じ、人間性を豊かにすると同時に、地域や村全体でも幸せや豊かさを享受できる学びと地域づくりの実現が求められています。 真狩村教育委員会では、このような動向を踏まえ、未来社会で活躍できる子どもたちを育てる学校教育とウェルビーイングの向上を図る社会教育の実現を目指し、令和7年度の教育行政の推進に努めます。 学校教育 1 小・中学校教育 (1)信頼される学校づくりの推進 保護者・地域との連携について 子どもたちの健やかな成長と確かな学びを実現するためには、信頼関係を基にした学校と家庭・地域との連携・協力が不可欠です。教育委員会や学校は、全ての児童生徒が自立した学習者として、また、持続可能な社会の創り手として成長していくことができるよう役割を果たし、子どもや保護者・地域の声に耳を傾け、対話を通して教育課題のよりよい解決に努めます。 あわせて、学校と地域が協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの一層の推進に努めます。 小中一貫教育の推進について 施設分離型による小中一貫教育の一層の推進に努めます。全ての教職員が、小・中全ての子どもの学びと成長に携わる意識を持ち、シームレスプランに基づく「学び」「教師」「学校」の三位一体の変革を進め、義務教育9年間をつなぐ教育課程の編成・実施に取り組みます。 そのため、総務省の地域力創造アドバイザー業務委託の活用を図り、一般社団法人「未来の大人応援プロジェクト」の協力を得て、人、もの、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		自然、歴史、産業等の地域資源を活かした「真狩村 M-SHIP」をプロジェクト名とする探究的な学びに取り組み、真狩村の児童生徒としてのアイデンティティを育むとともに、生まれ育った故郷への感謝と誇りをもち、主体的に自分たちの地域を考えることができる次代を担う人材の育成に努めます。 現職研修の充実について 児童生徒の教育活動を担う教職員には、常に専門性の向上を図ることが求められます。そのため、教員同士が学び合える職場環境づくりに努めるとともに、ICT 利活用を含めた授業力向上に向けた研修や授業研究に取り組みます。 (2)生きる力を育てる教育 「確かな学力」の育成について 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めます。一人一台端末を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ります。そのため、端末の計画的な更新や通信ネットワークの改善、デジタル教科書やAI ドリルの導入など、様々な子どものニーズや学習スタイルに対応した効果的な授業を行うための環境を整え、指導方法や指導体制の工夫改善に努めます。 「豊かな心」の育成について 生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付け、将来の社会の担い手として健やかに成長してほしいと願うのは、保護者のみならず全村民共通です。家庭・地域との連携を図りながら「特別の教科道徳」を要に学校教育活動全体を通じて道徳性の涵養を図ることに努めます。積極的に外部講師を招聘し、自己の生き方を深く考える機会となる豊かな学びに取り組みます。 「健やかな体」の育成について 家庭との連携のもとに子どもたちの笑顔の基盤となる健康・体力づくりのため、体育科の充実を図るとともに、実態に応じた計画的な体力向上に取り組みます。 また、栄養教諭による食育の推進や養護教諭との連携による健康教育に取り組み、正しい知識を身に付け、自分の生活に生かそうとする子どもの育成に努めます。 生徒指導の充実について 予防・予見に重きを置き、教職員と児童生徒の信頼関係の中で一人一人の良さや可能性を伸ばし、問題の未然防止につなげる発達支持的生徒指導の充実努めます。安易に他者に同調したり責任転嫁したりするこ

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		となく、自分の意思で決断し、実行していく自主性・自律性の育成に努めます。 いじめの根絶について 全ての教職員が定義と組織的対応についての理解を深め、児童生徒を加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない学校づくりに取り組みます。 村内の児童生徒が一堂に会する「真狩いじめゼロ子どもサミット」を開催し、全村的にいじめ防止に取り組む気運を高める中で「いじめは絶対に許されない」という一人一人の認識を強め、学校全体でいじめ根絶に取り組もうとする児童生徒の自発的・自治的な活動を促進します。 (3) 社会の変化や教育ニーズの多様化への対応 特別支援教育の充実について 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うとともに、合理的配慮の正しい理解に基づいたインクルーシブな教育システムの構築を図ります。支援員の配置、通級指導教室の開設、関係機関との連携など、必要な支援が適切に継続される環境整備に努めます。 不登校への対応について 実態に応じた個々の学びを保障する授業づくりや困ったとき・不安なときにはいつでもSOSを発信できる学級づくりなど、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりに努めます。 登校できない状況が続く児童生徒に対しては、実情に応じたきめ細かな指導・支援を行う必要があることから、関係機関と連携を図りながら、組織的、計画的な対応を継続させます。また、専門家による教育相談を実施できるようスクールカウンセラーの派遣やカウンセリングルームの開設の他、教育支援センターの利用や学校における受入体制の工夫、端末によるオンラインでの学習支援等、多様で効果的な教育と教育相談の機会・場の確保に努めます。 外国語教育の充実について 外国語指導助手との連携・協働を推進し、外国語に慣れ親しむとともに、実践的なコミュニケーション能力の向上を図る授業づくりに努めます。 英語力の段階的向上を目指して実用英語技能検定を受ける中学生に対しての受験料補助を実施します。 (4) 安全教育・安全管理の推進 生活・交通・災害等に係る実効性ある取組を進め、適切に判断し、主体的に行動できる資質・能力の育成に努めます。特に、ネット上でのいじめや人権侵害、違法・有害情報の深刻化を踏まえ、SNSのリスクや情

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		報モラルを理解し、正しく活用することができる情報リテラシーの向上に努めます。 また、火災や地震、不審者侵入、食物アレルギーによるアナフィラキシー等、教職員の危機管理能力を高める研修や訓練を実施し、事故防止に努めるとともに、スクールガードによる登校見守り活動など、地域や関係機関と連携した取組を行います。 (5)学校における働き方改革の推進 これまでの教職員の働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、子どもたちの質の高い学びと持続可能な学校の実現につながるものです。「働き方改革行動計画」にのっとり、教育委員会と学校が緊密に連携しながら実効性ある取組の推進に努めます。ICTを積極的に活用し、校務の効率化や学校運営体制の改善を図るとともに、保護者・地域への周知を行い、理解と協力を得ながら取組の前進を図ります。 2 高等学校教育について (1)地域産業を担うスペシャリストの育成について 基礎的・基本的な知識・技能に加え、農業や食に関する専門性を養い、グローバルな視点をもって地域産業を担うことのできる生徒の育成に努めます。コース性の特色を活かした教育活動をはじめ、農業クラブ活動、企業や関係機関と連携したプロジェクト学習等を通して、社会人として必要な指導性・社会性・科学性を養い、生産・加工・販売までを見通すことができる人材の育成に努めます。 (2)豊かな心でたくましく生きる人材の育成 豊かな心を養い、互いに磨き合い、他者と協力して自らの人生と社会の未来を創造するために尽力できる生徒の育成を目指します。各種ボランティア活動や伝統芸能の継承、異校種連携や収穫物の販売活動等、地域に積極的に関わることを通して社会参画意識の向上に努めます。 また、いじめ問題の重大性を認識し、全教職員の協力体制のもと、防止と早期発見・早期解決に取り組むとともに、生徒の主体的な防止対策を実行し、誰もが安心して過ごせる学校生活を自分たちで創りあげていくとする態度の育成に努めます。 (3)自己実現を図る進路指導 インターンシップや企業見学など体験を取り入れた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、望ましい勤労観や職業観を育てるとともに、生徒一人一人が主体的に進路を選択できるよう継続的な支援に努めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		各種資格取得検定への受験料補助を行い、目標をもって挑戦する態度を育成するとともに、進路の実現に向けたガイダンス機能の充実に努めます。進学に向けた必要な学習支援にも計画的に取り組めます。 (4)魅力と実績による生徒募集 オープンキャンパスや体験入学、学校訪問等を通して、魅力ある教育内容や実績の他、寮や各種助成制度等を積極的に発信し、農業や菓子製造、地域連携に興味をもって主体的に多様なことへ挑戦しようとする生徒の受入れにつながる生徒募集を行います。 社会教育の推進 「集う」「つながる」「行動する」をキーワードに村民一人一人のウェルビーイングにつながる社会教育の実現に向け、「第10期真狩村社会教育中期計画」に基づき、次の4点に取り組めます。 1 生涯学習の振興 子どもから高齢者まで、全ての村民が生涯にわたって主体的に学び、充実した人生を送ることができる生涯学習の推進体制を整え、各世代における施策の充実に努めます。 「第5期真狩村子どもたちの読書活動推進計画」に基づき、ボランティア団体、学校、教育委員会等の連携を図り、生涯にわたる読書活動の基礎となる幼少期での本との出会いの充実に図ります。また、リクエストに基づく新刊図書の購入や道立図書館からの借入等を計画的に行い、多くの村民に利用される図書室運営に努めます。 地区コミュニティの構築と活性化を目指した各地区の生涯学習振興会への支援を継続し、共に学び合う楽しさを基盤とした各種事業の円滑な推進と充実に図ります。 2 家庭教育の推進 核家族化や少子化、共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境の変化とともに、子どもの育ちをめぐる課題が散見されています。教育委員会として、各家庭への有益な情報の発信、子どもと保護者が共に成長できる機会や場の提供に努めます。 3 芸術・文化の振興 村民の芸術文化活動の促進に向け、真狩村文化団体として活動しているサークルを周知し会員を募ったり、新サークルの設立希望を募るなど、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		活動の拡充に努めるとともに、各種鑑賞会等、村民が文化芸術に触れる機会の提供に努めます。 真狩村無形文化財「浦安の舞」については、浦安の舞保存会や真狩高等学校との連携・協力により活動を持続させ、歴史ある伝統文化として継承していきます。 村の文化財の保存・活用については、真狩村文化財保護審議会兼羊蹄ふるさと館運営協議会との連携のもと、夏季開館や移動展示に取り組みます。学校教育での活用を呼びかけるなど、真狩村の歴史や偉人について知ってもらう機会の拡充に努めます。 4 スポーツの振興 誰もが気軽に活動できる環境づくりに努めるとともに、共にスポーツを楽しみ、親睦を深めることができる各種体験会や講習会、大会等を開催します。 また、スポーツ団体や少年団活動、学校部活動等への支援、並びに指導者の人材確保に努めます。 むすび 以上、令和7年度の教育行政の執行について基本方針を申し上げました。 いつの時代にあっても教育は社会の礎であり、幸せと発展の原動力となるものです。将来の社会の担い手となる子どもたちを育てる学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の実現に向け、熱意と誠意をもって教育行政の推進にあたります。 真狩村議会並びに村民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。
11 : 17	議 長 (佐伯秀範)	以上で、教育行政執行方針が終わりました。 ここで休憩といたします。 11 時 30 分より再開いたします。
11 : 30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 7	〃	日程 7 同意第 1 号 真狩村監査委員の選任についてを議題とします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	同意第1号 真狩村監査委員の選任について 下記の者を真狩村監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。 記 住所 真狩村字光 39 番地 24 氏名 徳田 基 生年月日 昭和 52 年 6 月 27 日 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 提案理由につきましては、見識を有する者として選出させていただきました、代表監査委員としてこれまでお願いしておりました印南正治氏から、一身上の都合により令和 7 年 3 月 31 日をもって監査委員を辞職したいとの旨の辞職願が提出され、それを承認いたしました。 印南代表監査委員におかれましては、令和元年 10 月 4 日から監査事務を担っていただき、心から感謝を申し上げます。 後任として、徳田基氏を選任することについて、議会の同意を求めたいと思います。徳田氏は、平成 10 年より郵便行政に携わり、平成 31 年 4 月からは真狩郵便局長を務められています。郵便行政で培われた経験と知識は、監査委員に適任であると判断したところであります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8		これで討論を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから同意第1号 真狩村監査委員の選任についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村監査委員の選任については、同意することに決定しました。
	〃	日程 8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君
	村 長 (岩原清一)	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について 下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。 記 住所 虻田郡真狩村字真狩1番地 氏名 松枝隆正 生年月日 昭和34年6月3日 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 提案理由といたしましては、松枝氏につきましては、平成10年7月から委員になられておりまして、9期27年間委員を務められております。これまでの委員経験や人格、見識ともに兼ね備えた適任者であるということで、引き続きまたお願いをしたい、再任をお願いしたいということでございます。 皆様方の御意見をお願いいたします。 よろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありますか。(なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。 お諮りします。本案については、適任であると決定したいと思います が、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦については、適任であると決定 しました。
	〃	日程 9 議案第 1 号 真狩村表彰条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 1 号 真狩村表彰条例の一部改正について 真狩村表彰条例の一部を次のように改正する。 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明 させていただきますので、最後のページをお開きください。 改正理由につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の 一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行 に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。 改正点については、刑事施設における受刑者の処遇の充実を図るため、 刑罰の懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されたこと

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10	議 長 (佐伯秀範)	により第 11 条の文言を改めるものです。 附則として、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 1 号 真狩村表彰条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 1 号 真狩村表彰条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 10 議案第 2 号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 2 号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		正する。 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、資料の 1 ページをお開きください。 改正理由につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、男女とも仕事と育児・介護を両立できるようにするための措置を講じるため、本条例について所要の改正を行うものです。 改正点につきましては、第 8 条の 3 第 2 項において、職員が請求した場合に超過勤務の免除の対象となる子の範囲を「3 歳に満たない子」から「小学校就学前の子」に拡大するものです。 第 16 条は、第 18 条の 2 の新設により条文を整理するものです。 2 ページの第 18 条の 2 及び 3 においては、家族の介護の必要性が生じた職員への両立支援制度の周知・意思確認や情報提供及び両立支援制度の請求が円滑に行われるよう職場環境の整備を行うことなどを新たに定めるものです。 附則として、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 2 号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 11		お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第2号 真狩村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 11 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一
		次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。 改正理由につきましては、こちらも育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業の承認を規定する第18条第3項において、当該法律の引用箇所を改正するものです。 附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 12 議案第4号 真狩村地下水保全条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第4号 真狩村地下水保全条例の一部改正について 真狩村地下水保全条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。 改正理由につきましては、地下水の採取による枯渇及び地盤沈下などの環境の悪化防止を強化するため、所要の改正を行うものです。 改正点については、第6条において、無秩序な地下水の採取を防ぐため、許可を受けなければならない井戸の吐出口の断面積を8平方センチメートル以上と規定しておりましたが、かなりの採取量となることから、より厳格にするため、採取量を1日当たり10立方メートル以上に改めるものです。 この改正により、第9条、2ページの第13条、第16条の条文を改め

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		た内容と整合性が図られるよう改正するものです。 また、1 ページの第 10 条は、文言を整理するものです。 1 ページの第 11 条においては、井戸の完成の届出等について、対象者を拡大するため、井戸を設置した者に改めるものです。 2 ページの第 12 条においては、文言の整理をするとともに採取量が 1 日当たり 10 立方メートル未満の井戸を掘削する者に対しても水量測定器の設備を義務付け、測定値の報告を求めることができる規定を追加するものです。 第 14 条においては、第 13 条の届出事項のうち、採取量が 1 日当たり 10 立方メートルを超える変更が生じた場合などは、第 6 条の許可を得なければならない規定を追加するものです。 3 ページの第 17 条においては、無許可で地下水を採取した者及び虚偽の届出をした者に対し、違反を是正するための措置について、必要な改正条項の追加など文言を整理するものです。 附則としてこの条例は、公布の日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 4 号 真狩村地下水保全条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 13	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第 4 号 真狩村地下水保全条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 13 議案第 5 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 5 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号) 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,428 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 4,189 万 9 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。 第 3 条 地方債の変更は「第 3 表 地方債補正」による。 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、12 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、8 節 旅費 25 万円の減額です。執行残により減額となります。 2 款、1 項、4 目、24 節 積立金、森林環境譲与税基金積立金 83 万 6 千円の追加です。譲与税の額の確定及び譲与税を充当していた事業に執行残がありましたので、その分を合わせて基金に積立するものです。 7 目、11 節 役務費、光ファイバーケーブル移設手数料 88 万円の減額です。本年度予定されていた電柱移設工事が来年度に先送りされたため減額するものです。 18 節 負担金、補助及び交付金、地域活性化起業人派遣負担金 280 万円の減額です。自治体 DX の推進のため 1 年間の人材派遣を予定しており

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		ましたが、派遣会社の都合により半年間の契約となったため、減額するものです。 8 目、14 節 工事請負費 110 万 8 千円の減額です。13 ページの 16 節 公有財産購入費 23 万 1 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金 80 万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。 3 款、1 項、1 目 社会福祉総務費は、財源更正となります。福祉灯油等助成金に対する補助金である地域づくり総合交付金の交付基準の拡大により国道支出金を 25 万円増額し、その分一般財源を減額するものです。 3 目 高齢者福祉費も財源更正となります。除雪介護事業委託が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の対象となったことから国道支出金を 42 万 7 千円増額し、その分一般財源を減額するものです。 5 目、19 節 扶助費 40 万円の追加です。内訳として、重度心身障害者医療扶助費 15 万円の追加、乳幼児等医療扶助費 25 万円の追加です。医療費用の増額により追加するものです。 7 目、27 節 繰出金 5 万 4 千円の追加です。後期高齢者医療特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。 2 項、1 目、14 ページの 7 節 報償費 35 万 7 千円の減額です。執行残により減額となります。 2 目、1 節 報酬 300 万円の減額です。臨時保育士が職場でケガをして 2 か月程度、労災保険の対象になり休業していたこと。また、園児の途中入所が見込みより減ったことや、途中退所者も出たことからパートタイム保育士の採用を見送ったことなどの執行残により減額となります。 3 目、19 節 扶助費 37 万 5 千円の減額です。給付額の確定により減額となります。 4 款、1 項、2 目、12 節 委託料 444 万 8 千円の減額です。予防及びワクチン接種者が見込みより減少したため減額となります。 3 目、12 節 委託料 25 万 3 千円の減額です。執行残により減額となります。 15 ページの 4 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 20 万円の減額です。出産者数の減少により減額となります。 5 目、27 節 繰出金 3 万 4 千円の追加です。国民健康保険診療所事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加となります。 2 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 90 万円の減額です。住宅建築の延期など申請件数の減少により減額となります。 3 目、10 節 需用費 20 万円の減額です。執行残により減額となりま

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		す。12 節 委託料 110 万 4 千円の減額です。三つの委託について、いずれもごみの搬出量が見込みより減少したため、減額となります。 16 ページの 4 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 54 万円の減額です。負担金の確定により減額となります。 5 款、1 項、2 目、1 節 報酬 29 万 9 千円の減額です。応募者がいなかったため、減額するものです。 6 款、1 項、4 目、12 節 委託料 22 万円の減額です。システムの保守を実施するような農業振興地域の変更がなかったため、減額するものです。 5 目、17 ページの 18 節 負担金, 補助及び交付金 1,122 万 6 千円の減額です。事業対象者がいなかったこと及び事業費の確定による執行残により減額となります。 6 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 16 万 7 千円の減額です。対象農地面積の減少により減額となります。 2 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 2 万 4 千円の減額です。対象者の減少により減額となります。また、財源更正がありまして、森林クラウドシステム利用料等の額の確定により、森林環境譲与税からの充当分のその他の 2 千円を減額し、その分一般財源を増額するものです。 2 目、12 節 委託料 2 万 2 千円の減額です。執行残により減額となります。 14 節 工事請負費 169 万 9 千円の減額です。18 節 負担金, 補助及び交付金 22 万 6 千円の減額です。いずれも実施面積の減少により減額となります。 18 ページの 7 款、1 項、4 目、1 節 報酬 56 万 3 千円の減額です。4 節 共済費 20 万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。 8 款、2 項、1 目、12 節 委託料 9 万 6 千円の減額です。14 節 工事請負費 16 万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。 19 ページの 3 項、1 目、12 節 委託料 42 万 5 千円の減額です。14 節 工事請負費 39 万 9 千円の減額です。いずれも執行残により減額となります。また、財源更正がありまして、地域住宅交付金の追加配分がありましたので、国道支出金を 207 万 4 千円増額し、その分その他と今回の減額分を合わせた額を減額するものです。 4 項、1 目、1 節 報酬 52 万 9 千円の減額です。4 節 共済費 10 万円の減額です。いずれも執行残により減額となります。 10 款、20 ページの 1 項、3 目、17 節 備品購入費 75 万 5 千円の減額です。執行残により減額となります。また、財源更正もありまして、ス

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		クールバスの購入について、当初全額地方債を充当しておりましたが、へき地児童援助費補助金の対象となったことから国道支出金を 390 万円増額、地方債が対象外設備が含まれていたことから 770 万円の減額、その分一般財源を増額するものです。 4 項、1 目、13 節 使用料及び賃借料 80 万 7 千円の減額です。18 節負担金、補助及び交付金 26 万円の減額、いずれも執行残により減額となります。 3 目、18 節 負担金、補助及び交付金 16 万 1 千円の減額です。執行残により減額となります。 5 項、21 ページの 6 目、1 節 報酬 15 万円の減額です。予定していた地域コーディネーターの採用ができなかったことから減額するものです。 6 項、1 目、10 節 需用費、重油 32 万 4 千円の追加です。給湯ボイラーの老朽化により使用量が増加しており、不足分を追加するものです。 3 目 学校衛生費は、財源更正となります。心臓検診事業に対するへき地児童援助費補助金の額の確定により国道支出金を 8 千円減額し、その分一般財源を増額するものです。 12 款、1 項、1 目 職員給与費は、財源更正となります。住宅費で説明した地域住宅交付金の追加配分により、その他財源として住宅使用料からの財源を減額しましたが、その分を充当することから、その他を 289 万 8 千円増額し、その分一般財源を減額するものです。 歳出合計、補正前の額 27 億 7,618 万 5 千円、補正額 3,428 万 6 千円の減額、補正後の額 27 億 4,189 万 9 千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。 2 款、3 項、1 目、1 節 森林環境譲与税 37 万 6 千円の追加です。譲与税の額の確定により追加するものです。 13 款、1 項、1 目、1 節 商工使用料 26 万 1 千円の減額です。使用料の確定により減額となります。 14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 25 万円の減額です。支給額の確定により減額となります。 2 項、1 目、4 節 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金 41 万 2 千円の追加です。事業費の確定により追加となります。 3 目、9 ページの 2 節 母子保健衛生費補助金 7 万円の減額です。交付額の確定により減額となります。 5 目、1 節 公営住宅補助金、地域住宅交付金 207 万 4 千円の追加です。公営住宅の家賃の低廉化に伴う交付金の追加配分により追加するも

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		のです。 6 目、1 節 義務教育費補助金、へき地児童援助費補助金 389 万 2 千円の追加です。スクールバスの購入等に対する国の補助金となります。 15 款、1 項、1 目、3 節 児童手当負担金 6 万 2 千円の減額です。支給額の確定により減額となります。 2 項、1 目、3 節 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 40 万円の減額です。事業費の確定により減額となります。 4 節 地域づくり総合交付金 25 万円の追加です。福祉灯油等助成金への交付基準の拡大により追加となります。 2 目、3 節 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費等補助金 5 万円の追加です。扶助費の確定により追加となります。 3 目、10 ページの 2 節 母子保健衛生費補助金 3 万 3 千円の減額です。交付額の確定により減額となります。 4 目、1 節 農業費補助金 1,135 万 1 千円の減額です。2 節 林業費補助金、106 万 3 千円の減額です。いずれも事業費の確定により減額となります。 18 款、1 項、1 目、1 節 財政調整基金繰入金 1,985 万円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額となります。 21 款、1 項、5 目、1 節 道路整備事業債 30 万円の減額です。事業費の確定により減額となります。 6 目、11 ページの 2 節 スクールバス購入事業債 770 万円の減額です。歳出で説明したとおり、国の補助金の対象になったこと及び起債の対象外設備が含まれていたことから、その分減額となります。 歳入合計、補正前の額 27 億 7,618 万 5 千円、補正額 3,428 万 6 千円の減額、補正後の額 27 億 4,189 万 9 千円となります。 次に 4 ページをお開きください。 第 2 表 繰越明許費について、次年度に繰り越して実施する事業として、10 款 教育費、4 項 高等学校費、商標登録申請業務委託事業 17 万 7 千円です。事業概要については、道内の企業が企業版ふるさと納税を活用して実施する「北海道ふるさと応援 H プログラム事業」の一環として、高校生カフェ・ラミッカが道内企業や菓子店から商品の共同開発の提案を受けており、将来的な商品販売に向け商標登録の手続を委託しておりますが、特許庁の審査が想定より長期化しており、年度内に商標登録が完了する見込みがないことから繰り越すものです。 次に 5 ページをお開きください。 地方債補正について、道路長寿命化事業債からスクールバス購入事業

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		債までにつきましては、先ほど村債の減額の理由を説明させていただきました。今回の補正に伴い、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
12 : 03	議 長 (佐伯秀範)	ここで、昼食のため休憩といたします。 1 時 30 分より再開いたします。
13 : 30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
	〃	午前中、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 5 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 5 号 令和 6 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)は、原案のとおり可決されました。
日程 14	〃	日程 1 4 議案第 6 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 議案第6号 令和6年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 令和6年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ255万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,577万7千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、2目、18節 負担金、補助及び交付金、後志広域連合負担金245万9千円の減額です。広域連合の国民健康保険分賦金の減額によるものでございます。 2款、1項、1目、1節 報酬、パートタイム保健師報酬9万4千円の減額です。執行残により減額となります。 歳出合計、補正前の額1億2,833万円、補正額255万3千円の減額、補正後の額1億2,577万7千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 1款、1項、1目、2節 後期高齢者支援金分現年課税分273万5千円の減額です。3節 介護納付金分現年課税分120万円の減額です。これらについては、本年度の保険税賦課決定に伴い、現年度課税分を減額するものです。 4款、1項、1目、1節 繰越金、前年度繰越金147万6千円の追加です。今回の補正により留保財源全額を予算措置いたしました。 5款、2項、1目、1節 広域連合支出金、後志広域連合支出金9万4千円の減額です。特定健診費用の確定に伴い減額するものです。 歳入合計、補正前の額1億2,833万円、補正額255万3千円の減額、補正後の額1億2,577万7千円となるものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 15		以上、御審議のほどよろしく願います。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 6 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 6 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 15 議案第 7 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 7 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号) 令和 6 年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 53 万 1 千円を減

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,187 万 8 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、8 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、17 節 備品購入費 53 万 1 千円の減額です。執行残により減額となります。 歳出合計、補正前の額 2,240 万 9 千円、補正額 53 万 1 千円の減額、補正後の額 2,187 万 8 千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、7 ページをお開きください。 1 款、1 項、1 目、1 節 へき地医療対策事業補助金 26 万 5 千円の減額です。医療機器購入の事業費の確定により減額となります。 2 款、1 項、1 目、1 節 一般会計繰入金 3 万 4 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。 4 款、1 項、1 目、1 節 医療機器整備事業債 30 万円の減額です。医療機器購入の事業費の確定により減額となります。 歳入合計、補正前の額 2,240 万 9 千円、補正額 53 万 1 千円の減額、補正後の額 2,187 万 8 千円となるものです。 次に 4 ページを御覧ください。 第 2 表 地方債補正について、医療機器整備事業債につきましては、ただいま説明した、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 16	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第7号 令和6年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第7号 令和6年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 16 議案第8号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第8号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,872万2千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。 1款、1項、1目 一般管理費は、財源更正となります。広域連合特別

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		調整交付金や広域連合受託金の額の確定により、その他を5万4千円減額し、その分一般財源を増額するものです。 2款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合保険料等負担金150万円の減額です。歳入の徴収保険料の額の確定により負担金を減額するものです。 歳出合計、補正前の額4,022万2千円、補正額150万円の減額、補正後の額3,872万2千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。 1款、1項、1目、1節 現年度分特別徴収保険料150万円の減額です。本年度の徴収保険料の額の確定によるものです。 2款、1項、2目、1節 広域連合特別調整交付金1千円の追加です。保険証のマイナンバーカードへの一体化に関する周知広報経費に対する交付金の追加となります。 2項、1目、2節 後期高齢者歯科健康診査受託金5万5千円の減額です。歯科健康診査の額の確定により減額するものです。 3款、1項、1目、1節 事務費繰入金、特別会計事務費繰入金5万4千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加となります。 歳入合計、補正前の額4,022万2千円、補正額150万円の減額、補正後の額3,872万2千円となるものです。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第8号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17		お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第8号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 17 議案第9号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第9号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第4号) 第1条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。 収入 第1款 簡易水道事業収益 補正予定額を360万円減額し、補正後の予定額を1億1,423万2千円とするものです。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、補正の内容につきまして、第2条の収益的収入及び支出の収益的収入を説明しますので、5ページの補正予算明細書をお開きください。 1款、1項、1目、1節 給水収益、水道使用料360万円の減額です。公営企業会計は3月31日をもって出納閉鎖となり、3月分の使用料は年度内に徴収できず全額未収金扱いとなってしまいますが、これを防ぐため、3月分の使用料を4月に調定請求し、新年度会計で収入するため、3月分の調停予定額を減額するものです。 これにより、1項 営業収益の補正後の額は4,015万1千円となります。 なお、この補正により、3ページの予定キャッシュフロー計算書の一番下の資金期末残額は、360万円減額の680万2千円となります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 18	議 長 (佐伯秀範)	また、4 ページの予定貸借対照表の一番下の負債・資本合計は、こちら も 360 万円減額の 17 億 6,891 万 3 千円となります。 以上、御審議のほどよろしく願います。 ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 9 号 令和 6 年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 9 号 令和 6 年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 4 号)は、 原案のとおり可決されました。
	〃	日程 18 議案第 10 号 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 5 号) を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 10 号 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 5 号) 第 1 条 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第 5 号)は、 次に定めるところによる。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		第2条 令和6年度真狩村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。 収入 第1款 公共下水道事業収益 補正予定額を230万円減額し、補正後の予算額を1億3,084万3千円とするものです。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 それでは、補正の内容につきまして、第2条の収益的収入及び支出の収益的収入を説明しますので、5ページの補正予算明細書をお開きください。 1款、1項、1目、1節 下水道使用料230万円の減額です。こちらも簡易水道と同じ理由により、3月分の調定予定額を減額するものです。 これにより、1項 営業収益の補正後の額は2,456万3千円となります。 なお、この補正により、3ページの予定キャッシュフロー計算書の一番下の資金期末残額は、230万円減額の824万8千円となります。 また、4ページの予定貸借対照表の一番下の負債・資本合計、こちらでも、230万円減額の16億4,017万4千円となります。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第10号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第5号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19		んか。 (異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第10号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計補正予算(第5号) は、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 19 議案第11号 真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第11号 真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定について 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。 令和7年3月10日提出 真狩村長 岩原清一 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 真狩村温泉保養センター、場所につきましては、真狩村字緑岡174番地1、174番地3、174番地4、179番地1でございます。 もう一つの方で、真狩村世界のユリ園につきましては、真狩村字緑岡171番地、174番地1、174番地4でございます。 指定管理者となる者の名称 虻田郡真狩村字真狩35番地 真狩村商工会 会長 宮崎勝巳 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まででございます。 この真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園につきましては、村民の保養及び都市住民に自然と農業に親しむ機会を与え、研修、休養に資するとともに地域産業の発展と活性化を図ることを目的とした施設であります。平成18年度より、真狩村商工会が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきたところであります。指定期間が本年度終了することから、2月21日に指定管理者選定委員会を開催し、公募に

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20		よらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。 当施設開設当初から管理を受託しておりまして、施設設備の維持管理の実績、そして蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、今後も安定的な管理運営が期待されることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補として選定させていただきました。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 11 号 真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 11 号 真狩村温泉保養センター及び真狩村世界のユリ園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 20 議案第 12 号 真狩村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 12 号 真狩村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。 令和 7 年 3 月 10 日提出 真狩村長 岩原清一 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 真狩村高齢者生活支援ハウス 位置につきましては、真狩村字共明 37 番地 1 でございます。 指定管理者となる者の名称 虻田郡真狩村字共明 37 番地 6 社会福祉法人 北海道福心会 理事長 高橋実 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日まででございます。 真狩村高齢者生活支援ハウスにつきましては、村内の高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援を行い、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設であります。平成 17 年度より、社会福祉法人北海道福心会が指定管理者として、施設の管理運営を行ってきたところであります。指定期間が本年度終了することから、2 月 21 日に指定管理者選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。 当施設開設当初から管理を受託しておりまして、施設設備の維持管理や利用者に対する各種相談、助言及び緊急時の対応などの実績、そして蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、利用者サービスの更なる向上が期待されます。また、指定管理者は、村内で老人デイサービス事業を行っていることが条件となることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補として選定をさせていただきました。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 21		これで質疑を終わります。
	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第 12 号 真狩村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の 指定についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませ んか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第 12 号 真狩村高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定につ いては、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 21 議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改 正について 議案第 14 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の 一部改正について 議案第 15 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正 について 議案第 16 号 職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部改正について 議案第 18 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について 議案第 19 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 議案第 20 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について 議案第 21 号 真狩村道路占用料徴収条例の一部改正について 議案第 22 号 真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正 について 議案第 23 号 令和 7 年度 真狩村一般会計予算 議案第 24 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	議案第 25 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算 議案第 26 号 令和 7 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算 議案第 27 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計予算 議案第 28 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計予算 を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君 議案第 13 号から議案第 28 号までの条例の改正及び令和 7 年度各会計予算について、大要を御説明申し上げます。 提出案件に関する説明資料で説明しますので、1 ページをお開きください。 議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正につきましては、真狩村特別職職員報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長、各委員長及び議員の報酬月額を改定するものです。また、旅費について、近年の宿泊料金の上昇等を考慮して支給額を改定するものです。 議案第 14 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正につきましては、旅費について、先ほどと同じ理由で支給額を改定するものです。 議案第 15 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、真狩村特別職職員報酬等審議会の答申に基づき、村長、副村長及び教育長の給料月額を改定するものです。また、旅費について、先ほどと同じ理由で支給額を改定するものです。 議案第 16 号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和 6 年人事院勧告に準じて、行政職給料表、扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象拡大、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への手当支給の拡大など所要の改正をするものです。 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和 6 年人事院勧告に準じて、職員の期末手当の支給月数を改定したことを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定するものです。 議案第 18 号 職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、旅費について、先ほどと同じ理由で支給額を改定するものです。 議案第 19 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正につきましては、

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		北海道が示した標準保険税率を踏まえた国民健康保険税率に改正するとともに、地方税法等の一部改正に伴う課税限度額の見直しや国民健康保険法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る軽減判定所得の見直しなど所要の改正をするものです。 議案第 20 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正につきましては、真狩高等学校の寮生の帰省する際の送迎バスの運行を直営で行うため、その手数料を新たに定めるものです。 議案第 21 号 真狩村道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、道路法施行令を基準に各占用物件の占用料を改正するものです。 議案第 22 号 真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正につきましては、条例の題名を真狩村子ども医療費の助成に関する条例に改めるとともに子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、子どもの医療費の助成について、対象年齢を 15 歳から 18 歳に改定するものです。 続きまして、各会計予算について説明します。2 ページをお開きください。 議案第 23 号 令和 7 年度 真狩村一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、29 億 1,914 万 6 千円で、前年度より 2 億 4,372 万円の増額になりました。 増額した理由は、前年度の重点事業であったスクールバス購入事業、真狩高校エアコン設置工事、保育所エアコン設置工事、保育所 LED 照明整備工事、保育所用備品などの完了や倶知安厚生病院第 2 期整備費用負担金などの減額分はあるものの、下記の道営水利施設等保全高度化事業負担金、橋梁長寿命化工事、除雪専用車購入などの重点事業による増額分により、総じて前年度対比 9.1%の増加となりました。 重点事業としては、新規事業として施設の長期的な安全確保を図るための橋梁長寿命化工事 8,223 万 6 千円、冬期間の道路の安全を確保するための除雪専用車購入 6,648 万 4 千円、地域の脱炭素化の推進のための交流プラザ LED 改修工事 1,345 万円や公共施設太陽光パネル等導入実施調査業務委託 1,100 万円、小中一貫教育の推進や次世代を担う人材を育成するための地域力創造アドバイザー業務委託 560 万円です。また、継続事業で農業生産の安定を図るため、圃場整備である道営水利施設等保全高度化事業負担金 9,860 万円、施設の長期的な安全確保を図るための道路長寿命化工事 2,650 万円、農業経営の継続支援のための経営体育成支援事業助成金 1,500 万円や、担い手確保・経営強化支援事業補助金 1,500 万円、地域の脱炭素化の推進のための村有林植栽工事 569 万 7 千

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		円、資料には記載されておりましたが、子どもの医療費の全額助成を18歳以下まで拡大する子ども医療扶助費585万4千円などとなっております。 議案第24号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、1億2,823万9千円で、前年度より611万8千円の増額になりました。 増額した理由は、北海道国民健康保険団体連合会負担金が自治体DXの推進に伴うガバメントクラウド移行により新たに発生したことや、後志広域連合負担金が税制改正による保険税の増加により増額になるなど、前年度対比5.0%の増額となりました。 重点事業としては、新規事業で北海道国民健康保険団体連合会負担金287万4千円です。また、継続事業で後志広域連合負担金1億2,090万4千円、特定健診委託163万5千円です。 3ページの議案第25号 令和7年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、2,641万8千円で、前年度より425万6千円の増額となりました。 増額した理由は、医療機器の購入費の増額などにより、前年度対比19.2%の増加となりました。 重点事業としては、継続事業で医療機器費、ベッド型マッサージ器・DRシステム・消化管ビデオスコープの購入費1,394万8千円です。 議案第26号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の規模は、4,062万3千円で、前年度より95万7千円の減額となりました。 減額した理由は、保険料収入が所得の減により減額になるなど、前年度対比2.3%の減少となりました。 重点事業としては、継続事業で北海道後期高齢者医療広域連合負担金3,961万7千円、健診委託53万円です。 議案第27号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計予算につきましては、支出予算の規模は、2億1,357万1千円で、前年度より168万3千円の増額となりました。 増額した理由は、修繕工事等の減額分はあるものの、量水器取替工事の増額分などにより、総じて前年度対比0.8%の増加となりました。 重点事業としては、継続事業で計量法に基づく各家庭の量水器の取替工事1,077万7千円、公営企業会計の運用支援のための北海道自治体情報システム協議会負担金138万6千円です。 4ページの議案第28号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計予算

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		につきましては、支出予算の規模は、1 億 9,238 万 1 千円で、前年度より 269 万 9 千円の増額となりました。 増額した理由は、浄化センターの機械器具等修繕等の減額分はあるものの、令和 8 年度以降実施予定の浄化センター等の機器更新に係るストックマネジメント計画実施設計業務委託や公共下水道事業全体計画及び事業認可変更業務委託の増額分などにより、総じて前年度対比 1.4%の増加となりました。 重点事業としては、新規事業でストックマネジメント計画実施設計業務委託 2,400 万円、下水道事業全体計画及び事業認可変更業務委託 400 万円です。また、継続事業で公営企業会計の運用支援のための北海道自治体情報システム協議会負担金 92 万 4 千円です。 一般会計・各特別会計予算・公営企業会計の予算総額は、35 億 2,037 万 8 千円となり、前年度より 2 億 5,751 万 9 千円増額の 7.9%の増加となりました。 一般会計から特別会計への繰出金状況につきましては、合計で 5,388 万 7 千円で、前年度より 198 万 5 千円の増額となりました。 一般会計から公営企業会計への補助金状況につきましては、合計で 1 億 7,102 万 1 千円で、前年度より 1,914 万円の減額となりました。 繰出金及び補助金合計額が 2 億 2,490 万 8 千円となり、前年度より 1,715 万 5 千円の減額となりました。 以上、条例の改正及び各会計予算案件の計 16 件につきまして、提案理由の概要を説明しました。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、お諮りします。 議案第 13 号から議案第 28 号までについては、7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、議案第 13 号から議案第 28 号までについては、7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	次に、ただいま設置されました予算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、予算特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。
	〃	お諮りします。 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く全議員を指名したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く全議員を選任することに決定しました。
	〃	予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員長は議長から、副委員長は予算特別委員長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、委員長を私から指名します。 委員長には、福田恵子君を指名します。 お諮りします。 ただいま指名しました福田恵子君を委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、福田恵子君を予算特別委員会委員長に選任することに決定しました。 なお、委員長の方から挨拶を兼ねて、副委員長の御指名をお願いします。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 16 散会		福田恵子君
	6 番 (福田恵子)	ただいま、予算特別委員会が設置され、委員長の御指名をいただきました。責任の重さに身の引き締まる思いでございますが、付託されました案件が慎重に審査できるとともに、円滑な議事運営、進行に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 なお、副委員長には、安藤義明議員を指名いたしたいと思いますので、御快諾くださいますよう、お願いを申し上げます。 挨拶に代えさせていただきます。
	議 長 (佐伯秀範)	お諮りします。 ただいま、委員長より指名されました安藤義明君を副委員長に選任することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、安藤義明君を予算特別委員会副委員長に選任することに決定しました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 明日は、午前 10 時までに議場に御参集願います。 本日は、これで散会します。 御苦勞様でした。